

みかん、りんご、落葉果樹の産地を守る要請書(案)

国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会

農民運動全国連合会

TPP(環太平洋連携協定)が仮に妥結し、関税が撤廃されると、みかん、りんご、落葉果樹の産地にとっても、大きな痛手で産地の崩壊を招きかねません。また、それは産地を守るというにとどまらず、第一次産業中心の地域にとっては地域産業に多大な影響を与えることであり、地域の崩壊につながります。EPA(経済連携協定)など、農産物の輸入自由化はまったく容認できません。TPP交渉の即時撤退を強く求めます。

みかん、りんご、柿、桃、ぶどう、梅など果実は国民の健康を守る上で大きな役割を果たし、近年は成人病やガンの予防に役立つなど機能性食品として注目もされています。しかし、産地では生産農家の高齢化がすすむ一方で後継者不足が顕著になり、産地を守る上で後継者、担い手の育成・強化が大きな課題になっています。そのためには生産した農産物で生計が成り立つ安定した価格政策が極めて重要です。単なる農産物市場まかせでは後継者は育ちません。価格政策の充実とともに、後継者・担い手対策のいっそうの強化を求めます。

また、イノシシ、シカ、ハクビシン、サルなどの獣害対策がさまざま実施されてきましたが、被害が減るところか逆に増えています。害獣の駆除方法の抜本的な研究とともに、狩猟期間の延長などの対策が必要です。

さらに、耕作放棄地(放任圃)の拡大は、イノシシなどの餌場が増えるなど獣害の増加と密接な関係があると思われる。耕作放棄地解消の新たな施策が非常に重要になってきました。請負耕作集団への援助制度の新設など、新たな施策が必要です。検討を求めます。

私たちは、みかん、りんごはじめ果樹の価格補償、所得保障の基準価格の設定や実施方法はじめ、飼料、肥料など農用資材の高騰対策、産地地消の発展、中山間地の直接払い制度の拡充、遊休農地対策の問題など、生産農家の経営・暮らしを守り、産地の発展をめざして努力しているところだ。

いまこそ主要な農産物の実効ある価格補償、所得保障政策の実施で、農業で生活できる政策の推進が欠かせません。食糧主権に基づき、国民の食糧に政府が責任を負う立場から農産物輸入を制限し、果実類の生産振興と自給率向上をはかることが何より必要です。そのことを強く要請します。

貴職がみかん、りんご、落葉果樹などの産地を守るため、左記の要請事項を積極的に実現されるよう強く要請いたします。

記

- 一、食糧主権の立場からTPP交渉から即時に撤退すること。FTA(自由貿易協定)、EPA(経済連携協定)など、貿易自由化交渉を中止すること
- 二、近年、増加しているバナナなど輸入果実、輸入果汁のセーフガードを含む輸入規制を実施すること。また、オレング・りんご果汁の関税撤廃は行わないこと
- 三、果汁、果物加工品については、原料調達国の表示を含めすべての原産国(地)表示を義務づけること

- 四、みかん、りんご、落葉果樹の振興対策を本格的にすすめること
 - 1、価格安定政策の実施に当たっては、市場価格でなく、再生産価格を基準にすること
 - 2、落葉果樹の「価格安定政策」を新設し、実施すること
 - 3、「緊急需給特別対策事業」の実施に当たっては、生産数量、出荷計画、流通残果など総合的に判断し、発動が後手に回らず、実効あるものにする
 - 4、加工については、みかんの需給調整機能を担うというよりも、原料確保を困難にしている現状にあることから、「みかん加工原料価格安定制度」を確立し、1kg当たり50円を生産者補給金として支給すること
 - 5、「果樹経営支援対策事業」を継続し、モデルの更新を対象にするなど充実させること
 - 6、消費税増税の実施を中止すること。また、みなし仕入れ率の見直しは行わないこと

五、みかん、りんご、落葉果樹などの消費拡大について

- 1、「毎日くだもの200g運動」を食育教育の中にしつかり位置づけ、国民の健康維持と合わせ、果物の消費拡大を推進すること。同小型のパンフレットを食育の教材として大胆に普及すること
- 2、安全な地場産くだもの学校給食への普及を数値目標として示し、推進すること

六、中山間地、離島など条件不利地域の直接支払い制度の改善・充実について

- 1、みかんを含む果樹、畑作、棚田など条件不利地域の直接支払額の設定単価を増額すること。特に、樹園地については、条件不利な点を考慮し、「樹園地」の基準を設け10アール当たり2万円以上とする
- 2、傾斜度の違いによる設定単価については、急傾斜地など著しく耕作条件が厳しい園地から耕作放棄地が拡大して

3、集落協定に基づく5年継続を条件とする対象交付者については、これが参加継続の足かせになっており、3年継続に改めること

⑦ 新規就農の支援については、予算を大幅に強化・充実すること。

1、親元就農については、要件の「親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象とする」点について、給付終了時までには世代交代を確約した場合、初年度から給付できるよう対象にすること
2、「青年就農給付金」の取り扱いについては、申請者を選別せず、条件を満たした場合、早期に受給できるようにすること。また申請書類を簡易にすること
3、この事業を今後も継続し、予算を増額すること。

⑧ 耕作放棄地の解消対策などについて

1、集団での請負耕作に対し、助成制度を新たにすること
2、耕作放棄地対策については、既存施設の償還費用などが障害になっていることを考慮し、耕作放棄地解消の場合、これを特別に支援する制度をつくること

九、獣害対策、その他

① 獣害被害防止については、抜本的な被害防止対策を研究し、有効な対策を実施すること。また、狩猟税、ワナ免許税、猟銃弾の助成など支援を強化すること
2、「人、農地プラン」の策定に当たっては、中山間地、島嶼部などでは面積要件が産地の実情に合わず、実施困難なため、地域の実用にあつた弾力的な対応を打ち出すこと。

二〇一三年十二月九日

農林水産大臣 林 芳正 殿